



2021年7月7日

各 位

東京都港区六本木三丁目2番1号
デ イ ッ プ 株 式 会 社
代表取締役社長兼 CEO（最高経営責任者）：富田 英揮
（コード番号：2379 東証第一部）

《問合せ先》

執行役員 CFO（最高財務責任者）経営統括本部長：新居 晴彦
（TEL 03-5114-1177）

当社取締役に対する業績連動型株式報酬制度（役員報酬 BIP 信託）の 継続に伴う第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ

当社は、2021年7月7日開催の取締役会において、当社取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」）を対象とするインセンティブプランである業績連動型株式報酬制度（役員報酬 BIP 信託）（以下「本制度」）の継続に伴う第三者割当による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2021年7月29日
(2) 処分する株式の種類及び数	普通株式 26,500 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき 3,385 円
(4) 処 分 総 額	89,702,500 円
(5) 処 分 予 定 先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 （役員報酬 BIP 信託口）
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件といたします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2021年6月22日開催の取締役会において、対象取締役が企業ビジョン”Labor force solution company”の実現を目指して株主の皆様との価値共有をより一層すすめるため、当社の社会価値と経済価値の最大化に取り組むことを目的として、本制度の継続を決議いたしました。

本自己株式処分は、本制度の継続に伴い、当社が三菱UFJ信託銀行株式会社との間で締結する役員報酬 BIP 信託契約の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬 BIP 信託口）に対し、第三者割当による自己株式の処分を行うものであります。

処分株式数につきましては、株式交付規程に基づき信託期間中に取締役に交付を行うと見込まれる株式数から算出しており、その希薄化の規模は発行済株式数に対し 0.04%となります。

本自己株式処分により割当てられた当社株式は株式交付規程に従い取締役に交付が行われるものであり、当該株式が一時に株式市場に流出することは想定されないことから、株式市場への影響は軽微であり、処分株式数及び希薄化率は合理的であると判断しております。

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2021年7月6日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所市場第一部における当社の普通株式の終値である3,385円としております。当該処分価額は、合理的で、かつ対象取締役に特に有利な価額には該当しないものと考えております。

4. 企業行動規範上の手続

本件による株式の希薄化率は25%未満であり、支配株主の異動もないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上